

企画競争説明書

業務名称：ミャンマー国持続可能な自然資源管理能力向上支援プロジェクト（フェーズ1）（インレー湖流域管理コンポーネント）

案件番号：180495

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月5日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月5日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ミャンマー国持続可能な自然資源管理能力向上支援プロジェクト（フェーズ1）
（インレー湖流域管理コンポーネント）
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - () 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - (○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年2月 ～ 2020年3月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部 契約第一課 榎田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約

交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（特定の排除者はありません。）

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2018年12月12日 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2018年12月17日までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2018年12月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費）
機材費
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 現地再委託費（社会経済に関するベースライン調査の補助業務一式）：3,000千円
 - b) 現地再委託費（インレー湖への土砂流入・体積の動態に対する科学的分析の補助業務一式）：3,000千円
 - c) 一般業務費 雑費（パイロット活動 土壌侵食対策）：1,000千円
 - d) 一般業務費 雑費（アグロフォレストリーなどの村落活動）：1,000千円
 - e) 国内業務費 実施諸費（本邦研修）：2,300千円
 - f) 一般業務費 雑費（ワークショップ）：1,000千円

g) 一般業務費 雑費 (現地広報) : 1,000 千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) MMK 1 = 0.07113 円

b) US\$ 1 = 112.201 円

c) EUR 1 = 127.778 円

5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者/統合的流域管理

b) 土壌浸食・治山計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6 M/M

評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

(1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。

2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。

3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。

4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。

5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。

6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年 1月 18日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.iica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜

ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評

- 価を含む。)及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 持続的自然資源管理、流域管理、治山・土壌侵食対策

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者1名の配置) の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者 (業務主任者/統合的流域管理)】

(業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと。)

a) 類似業務の経験:

b) 対象国又は同類似地域: ミャンマー及び全途上国での業務経験

c) 語学能力: 英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等 (照査技術者については必要資格の認定書 (写) を必ず添付して下さい。)

f) 特記すべき類似業務の経験 (類似職務経験を含む。)

【業務従事者: 担当分野 土壌侵食・治山計画】

a) 類似業務の経験:

b) 対象国又は同類似地域: ミャンマー及び全途上国での業務経験

c) 語学能力: 英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等 (照査技術者については必要資格の認定書 (写) を必ず添付して下さい。)

e) 特記すべき類似業務の経験 (類似職務経験を含む。)

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|-------------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 18.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | (34.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/統合的流域管理</u> | (27.00) | (11.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | 4.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 5.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 5.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 | 2.00 |
| ② 副業務主任者の経験・能力 | (-) | (11.00) |
| ア) 類似業務の経験 | - | 4.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.00 |
| ウ) 語学力 | - | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③ 業務管理体制、プレゼンテーション | - | (12.00) |
| ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション | - | 7.00 |
| イ) 業務管理体制 | - | 5.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： <u>土壌侵食・治山計画</u> | (16.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 3.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期： 12月 27日（木） 14：00～16：30
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） 108 会議室
3. 実施方法：
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所の JICA-Net の使用は認めません。

以上



第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

(1) プロジェクト全体の背景

ミャンマー連邦共和国は、2015年時点で国土面積の43%（約3300万ha、日本の国土面積の約1.15倍）の森林被覆率を誇るアジアでも有数の森林生態系を保有していた。この存在が同国の豊かな生物多様性を育み、人々はそこに横たわる多種多様な自然資源に身を委ね、衣食住を営んできた。しかしながら、1990年～2015年まで25年間で約890万haの森林面積の減少が確認されており、アジア近隣諸国の森林減少率と比較して高い状況にある。その原因は、鉱山開発、軍事施設の配備・建設、農地等への土地利用転換、内戦、さらに違法な薪炭材採取や焼畑等の様々な人為的な攪乱によるもので、現在でも森林の減少に歯止めが掛からない状況にある。2014年には丸太輸出禁止令が発効されたものの、同国内における違法伐採の取締りの脆弱性ととも治安上の問題などが絡み合い、有効な対策が講じられていない状況にある。

2016年に発足した新政権は、地方における農村開発を重点分野としており、この中で地方の森林を含む生態系に内在する自然資源の持続的利用の強化にも取り組んでいる。同年には【森林伐採禁止令】の発効および【コミュニティ・フォレスト令の改訂】等が順次行われ、先の取り組みを後押ししている。しかしながら、森林の減少をはじめとする自然環境の悪化は、依然として深刻な問題となっており、同国の自然資源の保管理体制の更なる強化とそれに携わる実務的な人材の育成が極めて重要な課題となっている。

特に、シャン州タウンジー郡に位置するインレー湖とその周辺流域は、内水面の広がる豊かな自然環境、そして湖上で生活する少数民族が浮き畑農法をはじめとする農林水産業を行い、独特の文化を確立してきたことで知られ、年間約14万人の観光客が訪れる国内でも有数の観光地となっている。しかしながら、周辺地域における土地利用転換や伐採による森林減少に伴い、土壌の浸食が進み湖への土砂流入が進行している。さらに生活雑排水や農薬などの湖への流入による水質汚染・汚濁も進行している。この結果、内水面を中心に環境が劣化し、流域住民の生活環境の悪化が懸念されている。今後、更なる地域経済の開発や人口の増加が確実視される中、各種開発と調和のとれた自然環境の保全・回復と持続的な利用に係る集水域における対策を講じることが急務である。

一方、持続可能な自然資源の利用とその管理の基盤となる生物多様性保全に関しては、生息/生育する種の把握および収蔵標本類の保管・管理体制が十分に整っているとは言えず、その状況はアジア周辺諸国よりも数十年の遅れを取っていると言われている。当該分野では、自然資源環境保全省・森林局の傘下にある森林研究所をカウンターパートとした（財）高知県牧野記念財団によるJICAの草の根技術協力および（独）国立科学博物館等による、収蔵標本類の保管・管理の改善に向けた協力がこれまで実施されてきた。しかしながら、中長期的な戦略に基づいた生物多様性保全に関する科学的な情報の収集と蓄積、そしてデータベース管理は未だに限定的で統合・一元化されておらず、同情報の基盤整備の一環として、植物・生物多様性標本館（仮称）の施設整備および関連分野の実務的な推進に貢献する人材の育成が不可欠な課題となっている。

このような課題に対しJICAでは、①森林生態系保全能力の向上、②インレー湖統合的流域管理、③生物多様性保全に資するための科学情報基盤整備を3本柱とする【持続的な自然資源管理能力向上支援プロジェクト】を実施することとなった。

(2) 本業務の位置づけ

本業務では先に紹介した3つのコンポーネントのうち、特に【②インレー湖統合的流域管理】に係る成果達成に貢献することを目的とするものである。

地殻変動によって形成されたインレー湖（面積：約45km²、水深：約3m、標高：約900m）では、近年、観光業をはじめとする急速な地域経済活動の増加に起因する人為的な影響により集水域の自然環境の劣化が進んでいる。湖面の広さに比較すると、集水域はそれほど広大とは言えない。しかしながら、山地にて活発に営まれる農業生産活動の結果、高原や山岳地では森林減少が進行する

とともに、深刻な土壌侵食が随所で発生し、これが河川環境およびその下流に位置するインレー湖の水環境に直接的な悪影響を与えている。最近では湖底への土砂の堆積と乾季における河川水流入量の減少により、同湖の水深が浅くなる傾向にあり、船の航行できない水域も随所で確認されている。そのため、観光業をはじめとする地域関係者の多くは、河川からの絶え間ない土砂の流入がそのまま続けば、近い将来、インレー湖は埋まってしまい、これまでと同様の水環境利用をすることができなくなるのではないかと強い危機感を抱いている。

このため、JICA ではインレー湖の水環境の保全に対して、統合的流域管理の観点から、集水域の資源利用関係者間の合意形成を図りつつ、連携協力体制を構築し、集水域の上流域では、農地などを対象に土壌流失防止につながる治山技術や、コミュニティ・フォレストなどの森林管理につながる土地保全手法を導入し、かかる課題の解決の支援を行うこととした。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

和名： 持続可能な自然資源管理能力向上支援プロジェクト

英名： The Project for Capacity Building for Sustainable Natural Resource Management

(2) 上位目標

複合的な便益をもたらす持続可能な自然資源管理が促進される。

(3) プロジェクト目標

ミャンマー連邦共和国の持続的な自然資源管理能力が強化される。

(4) 期待される成果(アウトプット)

成果 1. 森林管理能力が向上する。

成果 2. インレー湖における統合的流域管理が強化される。

成果 3. 生物多様性保全のための科学的基盤が整備される。

(5) 活動の概要

貸与資料の RD(討議議事録)に添付される PDM を参照のこと。

(6) 活動対象地域

ネピドー(首都)およびシャン州タウンジー郡

(必要に応じて森林モニタリング重点地域を選定する予定)

(7) 相手国関係者

① C/P 機関

自然資源環境保全省 森林局

② 関連機関

農業畜産灌漑省、シャン州地方政府、インレー湖域委員会等

③ 受益者

上記 C/P および関連機関などの関連職員およびタウンジー郡支援対象コミュニティ

3. 業務の目的

本業務は、2017 年 12 月 29 日に自然資源環境保全省 森林局と合意、署名、交換された討議議事録(R/D)に基づき、「6. 業務の内容」に記載している活動の実施を通して、期待される成果(特に成果2)やプロジェクト目標の達成に貢献することを業務の目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえた上で、「6. 業務の内容」に記載する業務を実施し、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成する。

なお、成果1、3の達成、およびプロジェクト全体のマネジメントは JICA が派遣する長期専門家が担当している。このため、本業務受注者は長期専門家との協力のもと、成果2の達成に向けた活動を行うことが求められている。

成果2の活動の内、本業務従事者は、インレー湖統合的流域管理の支援内容を計画するにあたり必要な情報を収集し、具体的な支援活動開始に向けた準備を行う次の活動を遂行する。

＜本業務で対応すべき R/D で提示された Plan of Operation (PO) 上の該当活動＞
*なお、下線を引いた PO 上の活動内容は一部解釈を踏まえて、表現を変えている。

2.1 政府組織、インレー湖委員会、そしてその他の関連ステークホルダー間の協同のための組織的・財政的な調整を支援する。

2.1.1 成果2に係る関連機関を特定し協議する会を形成する。

2.2 土地利用、人口、住民生計活動、家計、農業など、必要な分野のベースライン調査を行う

2.2.1 調査対象領域を選定する。

2.2.2 調査を実施し、得られたデータを分析する。

2.2.3 データ分析を組み合わせて解析し、結果を取りまとめる。

2.3 インレー湖の土壌堆積に係る客観的事実に基づく理解の促進

2.3.1 物理的なインレー湖の境界とフローティングガーデン(浮き畑)の開発の歴史を文献等からレビューする。

2.3.2 主要な4河川(Namlet 川、Negya 川、Kalaw 川、Upper Balu 川)の河川形態の変化による各河川からの土砂流出量の影響をレビューする。

2.3.4 浚渫された沈殿物の廃棄状況をsを確認する。

2.4 土砂堆積の主要原因に対する対応策を一部試行的的に実施する。

2.6 流域における森林管理を強化する。

2.6.1 ベースライン調査およびモニタリングの結果を基にタウンジー地方における持続可能な森林管理計画案を作成する。

2.8 地方自治体、NGO、地域コミュニティなどのステークホルダーと共に知見を共有するワークショップなどの広報および情報共有に係る活動を実施する。

これら活動で収集された情報を踏まえて、JICA は統合的流域管理の実践に向けた活動内容について検討し、ミャンマー側と協議・合意の上 2020 年以降に公示する業務(第2フェーズ)で実施する。

5. 実施方針および留意事項

【プロジェクト全般に関する留意事項】

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの計画や活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、PDM および Plan of Operation(以下 PO)に基づき、C/P とともにプロ

プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況、課題を把握し、対応策を検討のうえ、適宜 JICA に報告を行う。JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応(先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等)を行う。

(2) 長期専門家および短期専門家との情報共有・進捗確認

受注者は、プロジェクトの長期専門家および今後派遣される短期専門家とも活動の進捗や本業務で収集された情報を共有し、プロジェクト目標の達成に貢献するため、成果2の実施に必要な詳細情報を確認する。

なお、プロジェクトの長期専門家の業務分掌は次の通り。短期専門家については、現時点では派遣されておらず、今後プロジェクトの進捗に合わせて業務分掌を定める予定である。

(長期専門家)

- ① 総括/森林管理:プロジェクト全般の総括する共に、成果1に関する活動を担当
- ② 生物多様性保全/業務調整:プロジェクト全般の業務調整、並びに成果3に関する活動を担当

(3) ミャンマー側の予算措置

受注者は、本業務の後に実施する本格活動の実践において、ミャンマー側が本プロジェクトの実施に必要な予算確保状況について情報を収集する。

なお、受注者の執務室に関し、森林局タウンジー郡事務所内の1室およびフィールドオフィスとして森林局流域管理部所管のニャウンシュエに所在する施設の一部を先方が提供することで合意している。

(4) メコンイニシアティブ基礎情報・収集調査

JICA は、2017年12月から2019年3月まで「メコン川流域の流域管理・環境保全にかかる情報収集・確認調査」を実施している。インレー湖流域はメコン川流域には該当しないものの、流域管理の観点から、同調査に関連して必要な情報提供等の依頼が JICA よりあれば業務で得られた情報の共有に協力すること。

【インレー湖流域管理に関するステークホルダーについて】

(5) 自然資源環境保全省、農業畜産灌漑省、シャン州政府等との協力

主要な CP は自然資源環境保全省 森林局であるが、①治水・河川対策については農業畜産灌漑省 灌漑局、②国有林以外の土地における調査および対策は同省 農業局および内務省 総務局等、また、③環境保全活動についてはホテル・観光省およびシャン州地方政府(インレー湖域委員会)など、他省庁や地方政府により所管する活動が異なる。また、森林局においても、流域管理部門、研修・研究開発部門、自然・野生生物保護部門、森林研究所などが主管する活動項目が含まれる。具体的な活動計画、実施体制、投入については、業務開始前に現行 PO より詳細な活動計画を策定の上、インセプションレポートを策定し、業務開始時のキックオフ会議において改めて関係機関の責任範囲や役割分担等を関係者間で協議・合意する。

(6) インレー湖統合的管理

インレー湖は、2015年にユネスコの Biosphere reserve として指定され、また2018年9月には、ラムサール条約の登録湿地となった。これら登録に関連した保全計画等の情報にも留意し、業務を行うこと。

(7) インレー湖域委員会

インレー湖管理に関しては、シャン州知事を議長とするインレー湖域委員会が設立される見込みである。本プロジェクトの直接的な C/P は中央省庁およびその地方事務所であるが、UNDP のプロジェクト(2017~2020 年、予算規模 140 万 USD)が同委員会を主要 C/P として実施体制の強化を支援するため、本プロジェクトでも同委員会関係者の能力の強化を連携して支援することを、JICA よりシャン州地方政府に説明している。また、UNDP と連携を強化する点については UNDP も合意していることに留意しつつ、業務計画を策定し実施すること。

(8) 他ドナーとの情報共有

インレー湖環境保全においては、ノルウェー政府および UNDP が最も広範かつ包括的な支援を行ってきた実績を有する。2018 年 11 月には UNDP とノルウェー政府が新たにインレー湖の保全事業を支援する旨声明を発表した。こうした状況を踏まえ、本件受注者は、長期専門家とともに UNDP ヤンゴンオフィスおよび現場オフィス関係者とも密に情報を共有することが求められる。

このようにインレー湖流域においては、UNDP を始めとする多くのドナーが支援を行っていることから、これらの活動との重複を避けるとともに、補完的に相乗効果が期待できるよう調整を図るため、情報を交換し、長期専門家および JICA に報告すること。

(9) 少数民族・ジェンダー等への配慮

インレー湖とその周辺流域の自然資源への依存度合いは、男女間や年齢、障がいの有無などで相違があることから、プロジェクト活動を実施する際にはジェンダーや社会的弱者に対し、十分な配慮を行うこととする。そのため、ミャンマー側関係機関とジェンダーおよび社会的弱者に配慮した取り組みについて協議を行うとともに、プロジェクト本格活動に向けて配慮すべき事項を確認すること。

【インレー湖流域管理における活動上の留意事項】

(10) 「統合的流域管理」のコンセプトについて

統合的流域管理を実施するには、周辺流域の土地利用、土壌侵食対策および、湖内の水質管理などを行うため、制度・体制の確立、住民・企業等の参加、政策形成、技術の導入、関係者間での情報共有、流域管理に向けた持続的資金の手当てが必要である。このためには、現時点で縦割りに関係機関が計画、実施しているインレー湖環境保全および流域管理に関する活動を、計画段階から統合的なアプローチに基づき、包括的な活動計画を立て、実施することが必要である。さらには、CP および関係機関に対して、より包括的かつ効果的な計画策定および対策の実施に関する能力の強化が必要である。

事実、インレー湖の水環境の保全は先方政府の優先課題として示されているため、JICA の支援に対する期待も大きい。

しかしながら、インレー湖が直面する問題は多岐にわたり、短期的な対策とともに、中長期的な対策が不可欠である。また、それら統合的流域管理全般に関する全ての対策を、一つのプロジェクトで対応することができない。これらを踏まえ、以下 R/D の主要討議事項として明示している。以下を踏まえて、本業務ではインレー湖集水域の土壌侵食抑制に係る土地利用や治山対策の分野を支援することで、統合的流域管理を進めるものとする。

- ① プロジェクトでは、まず、これまで科学的に解明されていない湖および流域のアセスメント(例:土砂流出原因の分析、土地利用ベースライン調査)を実施した上で、土砂流出対策、森林保全対策・造成等の対策を行うことが求められている。

- ② プロジェクトの投入および実施期間は限定的であり、インレー湖の環境保全に対する包括的な対策については、他ドナーや緬国政府の継続的な努力が必要不可欠である。
- ③ 実施に当たっては関係省庁の協力が不可欠である。

以上から、他ドナーとの重複の回避、限られたプロジェクト期間・リソース内での選択と集中を行う観点から、本プロジェクトにおける成果②インレー湖統合的流域管理では、本業務を実施者は、この方針に留意すること。

(11) アセスメントおよびベースライン調査を踏まえた活動対象サイトの明確化とパイロット活動の連携

インレー湖流域においては、水文、気象、土砂流出量等の科学的な情報・データが限定的である。このため、プロジェクト初期の段階でアセスメントおよびベースライン調査を実施する必要があるため、本業務により必要な情報収集を行う。その上で、本プロジェクトが活動する優先対象地域選定およびその選定理由をカウンターパート(CP)および JICA 専門家に提示し、同地域を特定すること。

他方、本業務の期間中、受注者による調査だけに終始するだけではなく、データ計測・モニタリングに関する技術移転を行うこと。また、次フェーズでの支援技術の妥当性を確認するために土壌侵食対策およびアグロフォレストリー等パイロット活動を行い、CP および周辺住民へのデモンストレーションを行うこと。また、本邦研修などを行い、調査だけでなく具体的な技術移転や、流域保全の活動が実施されていることを CP 及び周辺住民が実感できる様な活動を検討すること。

(12) 機材調達に係る業務

上述のパイロット活動を行うに当たって必要となる、資機材は本契約に含めて調達を行う。ただし、具体的な機材調達にあたっては、再度、ミャンマー側と十分にその必要性について協議の上で、仕様を決定し、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達および管理等を行うこと。また、業務上必要な機材が生じた場合は、受注者は C/P および JICA と協議の上、具体的な機材、仕様、数量等を決定し、必要に応じて契約変更のうえ、上記ガイドラインに基づき、機材を調達する。機材調達にあたってはプロジェクト終了後も先方機関で維持管理が可能なものであるかを十分確認すること。

(13) インレー湖保全に関する各種要請

インレー湖の水質を含む保全対策に関する先方政府の要請として、ホテル・観光省およびシャン州地方政府から環境管理分野における対策(廃棄物処理、排水対策、船外機付きボートの騒音・油汚染対策等)および農業畜産灌漑省から農薬・化学肥料使用量削減並びにこれに代替する有機農業の導入促進等の支援要請があげられている。

また、灌漑局からは、無償資金協力による浚渫船の要望が挙げられている。

本案件の限られた予算で対応すべき項目については優先順位を付ける必要があり、また、他ドナーの支援事業との重複を避ける必要がある。このため、本案件では、インレー湖集水域の土壌侵食抑制に係る土地利用や治山対策の実施支援を主眼とする方針であるため、水質保全は対象とはしない。また浚渫船については、JICA 及び長期専門家とも協議した上でコメントを行う等、留意すること。

6. 業務の内容

本業務はフェーズ1として、インレー湖流域における、土砂流出量等の科学的な情報・データおよび社会経済的調査を行うことにより、プロジェクトにおける成果2の達成に必要な詳細情報を収集し、後続するフェーズ2の開始に向けた準備を行うものである(具体的な活動は、以下(1)～(8)の通り)。なお、フェーズ1の結果を踏まえ、流域管理支援を実際に行うフェーズ2を3～4年程度実施する予定である。フェーズ2は、フェーズ1の結果を踏まえて業務内容を JICA で策定し、別案件として公示するものであり、フェーズ1受注者の参加を妨げるものではない。

(1) 業務全体に関する事項

1) 業務計画書および Work Plan の作成・協議

署名済 R/D および M/M を踏まえ、受注者が担当する部分にかかる事業実施方針を明確にするとともに、関連資料・情報を収集し、それらの分析を行う。その結果に基づき業務計画書(案)、work plan(案)(業務計画書を翻訳したもの)を作成し、JICA 地球環境部に説明する。その後、JICA からのコメント・指摘を踏まえて業務計画書、work plan の最終化を図り、提出する。また、現地派遣後、JICA ミャンマー事務所に対して業務計画書を説明するとともに、長期専門家と連携の上、現地にてキックオフ会議を実施する。キックオフ会議においては、次の2)を踏まえて参加者を特定し、work plan をミャンマー側関係者に説明し、了承を得ること。なお、ミャンマー側から work plan の修正を求められた場合は、JICA と協議の上で修正した上で、ミャンマー側の了承を得ること。

2) 合同調整委員会(JCC)、プロジェクトマネジメントユニット(PMU)およびサブ PMU に関する支援

M/M および R/D を踏まえ、プロジェクトの計画や進捗の確認等を実施する JCC および PMU については、その時々ミャンマー側の意向や状況を踏まえて主に長期専門家が構成やメンバーをミャンマー側と調整し、合意するが、特に成果2に関連するメンバーについてはコンサルタントが原案を長期専門家に提案する。

JCC は、少なくとも1年に1回開催し、各年次の活動結果の報告を行うとともに、翌年次の活動方針・計画(案)についてもあわせて説明し、関係者の了承を得る。また、PDM の指標を決定・変更する際にも開催する。JCC の運営管理は、日本側では主に長期専門家が担当が、必要書類の準備、参加等、コンサルタントチームも協力すること。

さらに、PMU の傘下に、成果ごとのサブ PMU を設置する。成果2のサブ PMU については、長期専門家と調整しつつ、主に受注者がその構成やメンバーをミャンマー側と協議し、メンバーを確認するとともにし、また、サブ PMU の会議開催を担う。

3) 成果2に係る関連機関の特定、および連絡調整の実施

上記「5. 実施方針および留意事項」に記載のとおり、インレー湖流域管理については、ミャンマー政府組織、インレー湖委員会、その他ドナーなどの関連ステークホルダーが多数存在する。このため、上述の成果2のサブ PMU を中心に、その他の関係者を含めた協議の必要な相手方を特定し、会議を開催する上での必要な連絡先を確認する。また、必要に応じて、これらメンバーとの情報共有を図ること。

(2) インレー湖流域管理支援に向けた詳細情報の確認

1) インレー湖への土砂流入・堆積の現状と対応方策の確認

(ア) インレー湖への土砂流入・堆積の動態に対する科学的分析

インレー湖への土砂流入・堆積については、科学的には解明されておらず、具体的にどこで対策をとればインレー湖の土砂堆積を防ぐことが可能か、明確になっていない。このため、インレー湖へ流入する土砂の主要な発生源、河川を通じた流入の状況、湖内での沈殿の動態について確認し、土壌侵食対策の必要な個所や対応策を提案することを目的として調査を行う。

想定される調査項目は次の通り。

ア 流域の地形分析

土壤侵食の発生減となる箇所や対応すべき地点を明らかにすることを目的として解析する。

イ 流域の自然環境(被覆)および土地利用の把握

植生図、地質図、土壤分布図、土地利用図等の有無を確認し、状況を把握する。

ウ 主要4河川の流量・土砂流入量の解析(総懸濁固体量(Total Suspended Solids, TSS)、完全溶解固体物質(Total Dissolved Solid, TDS)等の分析)

インレー湖に流入する主要4河川(Namlet川、Negya川、Kalaw川、Upper Balu川)からの土砂流入量に係る情報を既存資料および補完的な現地調査を通じて収集する。

エ インレー湖における流入土砂・シルトの沈殿状況の把握

湖内でのシルトや土砂の沈殿がどこで生じているかを推定し、可能な限り把握する。また、湖内にあるフローティングガーデンがウォッシュロードの大半を吸着しているものと想定し、その規模を推定し、その影響度合いを見極める観点で、フローティングガーデンが放棄された後の堆積場所の状況について情報収集を行う。

オ 既存のチェックダムや沈砂池の位置および稼働状況

カ 調査結果に基づく治山・土壤侵食対策計画の立案

キ その他必要な調査項目

なお、これら調査項目は、あくまで想定であり、調査の目的を達成する効率的・効果的な調査方法の提案を求めるもの。特に、流域の範囲は広範であり、かつ主要4河川についても河川長全体での調査は出来ないことに留意し、衛星または航空写真の利用や、現地でのモニタリング機器の設置、現地再委託業務などを組み合わせて、現実的な提案を求めたい。

(イ) 土壤侵食・流入に関するモニタリング方法の提案

上記調査を行う上で、プロジェクト期間中(フェーズ2も含む)を通して実践可能な土壤侵食・流入に関するモニタリング方法を提案すること。

2) 流域管理を行うための社会・経済に係る情報収集

文献調査を活用し補完的に現地調査を行い、情報収集を行う。

インレー湖流域での土壤侵食対策を実施する上で必要となる社会・経済の情報を収集する。想定される項目は次の通り。

ア 周辺流域の社会経済的調査

周辺流域の村落数、人口、世帯数、民族構成などの社会基盤データを把握する。また、住民の家計調査や、土地の所有権・利用権、村落住民の制度的・伝統的ガバナンス(住民グループの形成可能性等)、社会配慮(少数民族や住民の土壤侵食対策に対する意向調査など)を行う。

イ コミュニティ・フォレストを含めた生計向上策に関するポテンシャル調査

土壤侵食対策に資するコミュニティ・フォレストのあり方などを含めた住民生計向上手段のポテンシャルについて調査を行い、実現可能性の高い活動を洗い出す。

ウ 流域管理に関する関連政策、ドナー動向に関する情報収集

4) 優先度の高い対応地域・想定される対応策の提示

上記1)および2)の結果を取りまとめ、特に土壤侵食が激しくかつ高い治山効果が得られると想定される対策地を数か所導き出す(対策地の導き方は、地形分類や河川形態の分類などからモデル的に提示することを想定)。また、その地域において土壤侵食や土砂流出を止める高い効果が見込まれる優先度の高い対応策や、住民の協力意識や生計向上につながり、持続可能性が高い実現可能性の対応策について取りまとめること。対応策には、それぞれの活動計画とコス

ト積算含めること。

5) 上記活動を通じた技術移転およびパイロット活動の実施

上記活動の過程で、ミャンマー側 CP への調査方法の技術移転を行う。

また、4)で提示された優先度の高い対策地において、2 か所ほど異なる工法での土壌侵食対策や住民向けのアグロフォレストリーなどのパイロット活動を実施し、フェーズ2で実施する本格的な活動に向けた課題の抽出や住民の反応などを整理する。この整理した結果を踏まえて、JICA はフェーズの本格活動の詳細な内容を検討の上、ミャンマー側と協議し合意する予定である。なお、パイロット活動の規模としては、土壌侵食対策2か所で100万円、アグロフォレストリーなどの村落活動も2か所で100万円程度とする。

また、これらパイロット活動の過程で、積算資料や現地での入手可能な資機材の調査、周辺住民の関心状況等を確認し、報告書に取りまとめること。

(3) CP 本邦研修の実施

2019年度中に本邦研修を実施する。受注者は、事前に長期専門家およびJICAとの協議を行い、本プロジェクトの目的および期待する成果を踏まえた本邦研修の意義を十分理解した上で、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」に基づき、研修を実施する。なお、宿泊や国内での移動手配などの研修員の「受入業務」および「研修監理」はJICA国内機関が担当する。

研修員の人数および実施時期・期間は、2019年の後半に、1回、5名程度、2週間弱程度を想定している。研修項目としては、流域管理・土壌侵食対策等を想定しているが、本業務の内容を勘案し効果的な研修を提案すること。

なお、プロジェクト全体としては、課題別研修への上乘せ枠の活用(例、国際湖沼環境委員会受託「統合的流域(河川・湖沼・沿岸域等)管理による水資源の持続可能な利用と保全」)も想定しており、これら研修とのデマケおよび相乗効果の発現も勘案し、研修内容を提案すること。

(4) モニタリング支援・JCC 実施支援

本業務においてはJICAが定める最新版の「技術協力等モニタリング執務要領」(貸与資料)に基づきプロジェクトのモニタリングを行う。受注者は、JICA所定の3つのモニタリングシートにて、C/Pとともに事業モニタリングを行う。

モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況(上位目標への達成見込みを含む)、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、これら業務をC/Pと共同で確認・記録すること。外部条件を含めた、リスクのモニタリングにも留意すること。

なお、一つの技術協力プロジェクトにて一つのモニタリングシートを作成するため、受注者は、作成したシートを長期専門家に提出し、長期専門家がプロジェクト全体のモニタリングシートを取りまとめ、JICAに提出する。

モニタリングシートは、「7. 報告書等」に記載されるとおり、6か月毎にC/P機関と協働で作成するが、JCCにおいてC/P機関と協議するタイミングもあるため、受注者の提出期限とJCC提出時期がずれる可能性があり、その場合は、適宜必要に応じて内容を修正すること。

(5) 業務進捗報告書の作成

業務進捗報告書を取りまとめてJICAミャンマー事務所、並びに地球環境部に提出・報告し、JICA地球環境部から内容の承認を得ること。

(6) 現地ワークショップの実施(2020年2月中旬)

上記活動の結果を報告するワークショップを開催すること。特に、次フェーズの実施につながる様に、インレー湖への土砂流入・堆積の現況を説明し、今後実施する対応策について関係者間の共通理解を形成することを目的としたワークショップについて提案をすること。対象者、規模、会場等

についてもこの目的に応じて提案すること。費用については、第4で示す額を確認の上、本見積りへの計上とする。

(7) 現地広報の実施

上記(1)～(6)の過程において、業務途中のパイロット活動、JCC、並びに現地ワークショップなどを契機として、業務期間中、最低2回、ミャンマー国内での広報を実施すること。

、「JICA 自然環境保全分野 広報ガイドライン(公開資料)」に沿って広報を行うこととし、現時点で想定する内容をプロポーザルにて提案すること。費用については、第4で示す額を確認の上、本見積りへの計上とする。

(8) 業務完了報告書の作成・提出

本業務の終了時点で、受注者の実施した業務内容をまとめた業務完了報告書を作成し、JICA に提出すること。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、⑤業務完了報告書とする。

| 報告書等の名称 | 部数・言語等 | 提出時期 |
|-------------|-------------------------------|--|
| ① 業務計画書 | 和文3部、電子データ | ・契約締結後10日以内 |
| ② Work Plan | 英文6部、電子データ | ・初回現地業務開始前にドラフトを電子データで提出 ・最終版：現地派遣1か月以内 |
| ③ モニタリングシート | 英文の電子データのみ | ・Ver. 1: 現地派遣後(1か月以内) ・Ver. 2: 2018年9月のJCC ・Ver. 3(案): 2019年3月 |
| ④ 業務進捗報告書 | 和文2部、電子データ | ・第1回: 2018年9月モニタリングシート Ver.2 とセットで提出 ・第2回: 2019年1月下旬 |
| ⑤ 業務完了報告書 | 和文3部 英文6部 CD-R(和文・英文)3部 | ・2020年3月上旬 |
| ⑥ 広報関連資料 | 「JICA 自然環境保全分野 広報ガイドライン」を参照 | |

⑤業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする(③モニタリングシートは、電子データのみで可)。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注者で協議、確認する。

① 業務計画書

共通仕様書第6条に従って作成。

② Work Plan

項目は上記1)業務計画書に同じ。付属資料としてR/D、ミニッツ等を添付する。

③ モニタリングシート

「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付。また当該モニタリング期間に作成した「(2)技術協力報告書」の報告書があればそれらも添付。

④ 業務進捗報告書

様式自由。なお、第1回目の業務進捗報告書はモニタリングシート Ver2 と同じ提出時期であるため、モニタリングシート記載と重複する部分は割愛することも可とする。第2回業務進捗報告書には、詳細情報の確認結果の概要を記載するとともに、調査結果を共有する現地セミナーの発表資料(案)を添付すること。

⑤ 業務完了報告書

「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成する。特記すべき事項があれば別紙を添付。また直近のモニタリングシートもしくは業務進捗報告書提出以降に作成された「(2)技術協力報告書」の報告書があればそれらも添付。

⑥ 広報関連資料

「JICA 自然環境保全分野 広報ガイドライン(公開資料)」に沿って作成する。

(2) 技術協力報告書

以下の報告書を業務完了報告書に添付し、電子データとともに提出する(下記報告書作成後に提出される報告書等に添付)。下記報告書については、英文で作成し、和文の要約を添付する。

- ① インレー湖流域管理支援に向けた詳細情報確認結果報告書(土砂流入・堆積の現状および社会経済分析結果)
- ② 土砂流出モニタリング方法提案書(モニタリングの手順等含む)
- ③ 土壌流出対策(治山工事など)提案書
- ④ コミュニティ・フォレスト活動推進のための方策案

*③、④は構成によって①に含めることも可とする。

(3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して翌月の月上旬に JICA(地球環境部およびミャンマー事務所)に提出する。冒頭には活動進捗状況が一読してわかるよう要約をつけるとともに、各月の調査進捗状況が一読してわかるように努めること。

また、別途定める「自然環境保全分野における広報ガイドライン」に沿った内容とするよう留意すること。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題(A4、数ページ程度)
- ② 活動に関する写真(A4、1ページ程度)

③ 業務フローチャート(A3、1 ページ程度)

(4) 報告書作成の仕様

報告書の仕様(印刷・製本および電子化の仕様)は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、業務完了報告書以外は簡易製本(ホッチキス止めでも可)とする。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、専門用語も含めて適切、かつ読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータおよび情報については、その出典を明記する。また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 2) 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日および略語表を目次の次の頁に記載する。
- 3) 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

以上

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務(フェーズ1)は2019年2月下旬に開始し、2020年3月を終了の目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

調査人月:全体 16.35MM

【フェーズ1】現地業務:約 14MM 国内作業:約 2.35MM

業務従事者の構成案

業務従事者の構成分野は以下を想定している。上記「5. 実施方針および留意事項」の(3)、(6)、(11)に記載の通り、受注者はC/Pおよび適宜関係機関と緊密なコミュニケーをとつつ、連携・調整しながら活動を進めることが重要である。よって、業務実施に際しては日本人コンサルタントおよび関係者が可能な限り常時滞在するような要員計画および独自提案を行うこと。なお、業務内容および業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由および人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

業務主任者/統合流域管理(2号)

土壌侵食・治山計画(3号)

社会・経済調査(家計調査、少数民族関連、住民意向)

生計向上/コミュニティ・フォレスト

土地・地形航測

3. 対象国の便宜供与

プロジェクトオフィスとして森林局タウンジー郡事務所内の1室およびフィールドオフィスとして森林局流域管理部所管のニャウンシュエに所在する施設の一部を先方が提供することで合意している。その他については、R/Dを参照のこと。

4. 参考資料等

(1)公開資料(JICA Web サイトより入手可)

・事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1701315_1_s.pdf

・JICA 自然環境保全分野 広報ガイドライン

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1301.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/c2907f301ebca2324925812a0011e3ca?OpenDocument>

(2)貸与資料

下記資料は JICA 地球環境部自然環境第一チーム(Tel: 03-5226-9528)にて貸与します。

・詳細計画策定調査結果

・REDD+推進のための外部資金を活用した協力可能性にかかる情報収集・確認調査フ

アイナル・レポート

- ・要請書
- ・先方政府との合意文書(M/M、R/D)
- ・技術協力等モニタリング執務要領
- ・2018年度研修の情報(訪問先、期間、参加者に関する情報)

5. 経費の見積について

(1) 現地再委託

本業務においては、業務の効率性、経済性等の観点から可能な限り現地再委託を活用することとする。想定される再委託事業としては、以下の事業があるが、再委託としないと判断する場合、その理由とともにプロポーザルの中で再委託ではない形の対応について提案すること。また、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

なお、現地再委託に係る経費は本見積とする。

社会経済に関するベースライン調査の補助業務1式(人口、住民生計、農業形態等): 目安金額 3,000 千円

インレー湖への土砂流入・堆積の動態に対する科学的分析の補助業務1式(水門、地形、気象、土壌侵食・土砂流入状況の把握、他): 目安金額 3,000 千円

また、上述の2点以外に再委託が必要な項目があればプロポーザルにて、見積もりも含めて、提案すること(本見積もりに含める)。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月版)」に則り選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

(2) パイロット活動

本業務においては、「第3 業務の目的・内容に関する事項6.(2)5」に記載のとおり、パイロット活動を行う。具体的な内容の決定は、現地での調査を経て決定するが、現時点で想定される提案を行うことを検討すること。

なお、パイロット活動の費用は次の通り、本見積とする。

土壌侵食対策: 2か所 1,000 千円

アグロフォレストリーなどの村落活動: 2か所 1,000 千円

(3) 機材調達

本業務においては、「第2 業務の目的・内容に関する事項6.(2)」に記載の通り、インレー湖への土砂流入のモニタリングやパイロット活動の実施に必要な資機材を契約に含めて調達予定である。これら機材の必要性については、プロポーザルに記載の上、別見積もりに金額を計上すること。

(4) 通訳の備上

必要に応じ現地でミャンマー語通訳の備上を認める(本見積りに含めること)。

(5) プロジェクト関係者の本邦研修

本邦研修に係る経費については、2,300 千円/回×1年分を本見積りに計上すること。

(6) 現地ワークショップ

現地ワークショップにかかる経費については、1,000 千円/回×1 回分を本見積りに計上すること。

(7) 現地広報

現地広報にかかる経費については、1,000 千円/式×1 式分を本見積りに計上すること。

6. 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地 JICA 拠点や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同拠点と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

8. 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定する。

以上

